

○熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第５８号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（趣旨） 第１条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「法」という。）第９条第２項に基づく個人番号の利用及び法第１９条第１０号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１） 個人情報 法第２条第３項に規定する個人情報をいう。 （２） 個人番号 法第２条第５項に規定する個人番号をいう。 （３） 特定個人情報 法第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。 （４） 個人番号利用事務実施者 法第２条第１２項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （５） 情報提供ネットワークシステム 法第２条第１４項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 （個人番号の利用範囲） 第３条 法第９条第２項の条例で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 （１） 市長が行う別表第１に掲げる事務 （２） 教育委員会が行う別表第２に掲げる事務 （３） 市長又は教育委員会が行う法別表第２の第２欄に掲げる事務 ２ 市長又は教育委員会は、前項第１号及び第２号に規定する事務を処理するために必要な限度で、当該機関が保有する特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	（趣旨） 第１条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「法」という。）第９条第２項に基づく個人番号の利用及び法第１９条第１０号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１） 個人情報 法第２条第３項に規定する個人情報をいう。 （２） 個人番号 法第２条第５項に規定する個人番号をいう。 （３） 特定個人情報 法第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。 （４） 個人番号利用事務実施者 法第２条第１２項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （５） 情報提供ネットワークシステム 法第２条第１４項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 （個人番号の利用範囲） 第３条 法第９条第２項の条例で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 （１） 市長が行う別表第１に掲げる事務 （２） 教育委員会が行う別表第２に掲げる事務 （３） 市長又は教育委員会が行う法別表第２の第２欄に掲げる事務 ２ 市長又は教育委員会は、前項第１号及び第２号に規定する事務を処理するために必要な限度で、当該機関が保有する特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、市長又は教育委員会は、法別表第1の下欄に掲げる事務であって、これを処理するために必要な限度で、同欄に掲げる当該事務以外の自らが行う事務を法第9条第2項の条例で定める事務として、当該事務により収集された特定個人情報を利用することができる。

5 前3項の規定により特定個人情報を利用する場合は、規則で定める方法により公表しなければならない。

6 第2項から第4項までの規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 【略】

別表第1 (第3条関係)

市長の事務

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、市長又は教育委員会は、法別表第1の下欄に掲げる事務であって、これを処理するために必要な限度で、同欄に掲げる当該事務以外の自らが行う事務を法第9条第2項の条例で定める事務として、当該事務により収集された特定個人情報を利用することができる。

5 前3項の規定により特定個人情報を利用する場合は、規則で定める方法により公表しなければならない。

6 第2項から第4項までの規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 【略】

別表第1 (第3条関係)

市長の事務

	事務
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3	重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	ひとり親家庭及び父母のない児童が養育されている家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5	在宅の高齢者に対する住宅の改造に係る経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6	在宅の障害者に対する住宅の改造に係る経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7	介護保険利用者への負担軽減を実施する社会福祉法人に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
8	要介護状態にある者であって居宅において日常生活を営むものを介護している家族に対する紙おむつその他の介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの

	事務
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3	重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	ひとり親家庭及び父母のない児童が養育されている家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5	在宅の高齢者に対する住宅の改造に係る経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6	在宅の障害者に対する住宅の改造に係る経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7	介護保険利用者への負担軽減を実施する社会福祉法人に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
8	要介護状態にある者であって居宅において日常生活を営むものを介護している家族に対する紙おむつその他の介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの

9	重度障害者に対するタクシーの利用に係る料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10	重度障害者に対する日常生活で利用する自動車の運行に係る燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11	心身障害者の保護者に対する扶養共済制度に係る掛金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
12	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
13	<u>市営単独住宅（熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号）第2条第8号の市営単独住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>
14	<u>小集落改良住宅（熊本市小集落改良住宅条例（平成22年条例第80号）第1条の小集落改良住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2（第3条関係）

教育委員会の事務

【表略】

別表第3（第4条関係）

【表略】

9	重度障害者に対するタクシーの利用に係る料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10	重度障害者に対する日常生活で利用する自動車の運行に係る燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11	心身障害者の保護者に対する扶養共済制度に係る掛金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
12	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

【追加】

別表第2（第3条関係）

教育委員会の事務

【表略】

別表第3（第4条関係）

【表略】

附 則

この条例は、公布の日から施行する。